国際ロータリー第 2650 地区 2017-18 年度

地区リーダーシップ・プラン



国際ロータリー第 2650 地区 2 0 17年5月20日

国際ロータリー第 2650 地区 地区リーダーシップ・プラン

目 次

	頁
1. 目的	1
2. ガバナー補佐・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 地区委員会	4
3.1. 地区委員会構成表	4
3.2 諮問委員会	4
3.3. 地区委員会の役割と責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.4. 地区委員会の委員長、委員の任命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.5. 特別委員会	8
3.5.1. 戦略計画委員会	8
3.5.2. 指名委員会	8
3.5.2.1. ガバナー指名委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3.5.2.2. ガバナー補佐指名委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3. 5. 2. 3. 規定審議会代表議員指名委員会·····	9
3. 5. 2. 4. RI 理事指名委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
3.5.3. 意義ある業績賞委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3.5.4. 危機管理委員会	9
3.5.5. 新世代育成基金特別委員会·····	10
3.5.6. 地区災害対策基金特別委員会·····	10
3.5.7. ロータリー希望の風奨学金特別委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3.6. 地区協働任務関連委員会·····	11
3. 6. 1. 地区研修委員会	11
3.6.1.1. 地区研修リーダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3.6.2. RLI(Rotary Leadership Institute)委員会·····	13
3. 6. 3. 規則・手続委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3. 6. 4. 財務委員会	13
3.6.5. 会員増強・拡大・学友委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3.6.6. ロータリー情報委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3.6.7. 広報委員会	15
3. 6. 8. 米山奨学委員会	16
3.6.9. 地区ロータリー財団委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3. 6. 9. 1. 財団資金推進委員会·····	17
3.6.9.2. 大口寄付・ポリオプラス委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

地区リーダーシップ・プラン

3. 6. 9. 3. 財団補助金委員会	18
3. 6. 9. 4. 財団資金管理委員会	18
3.6.9.5. 地区ロータリー財団監査委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3.7. 奉仕活動部門委員会·····	19
3.7.1. 職業奉仕委員会·····	19
3.7.2. 社会奉仕委員会·····	19
3.7.3. 青少年奉仕委員会·····	20
3.7.4. 国際奉仕委員会·····	20
3.8 地区プログラム部門委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3.8.1. インターアクト委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3.8.2. ローターアクト委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3.8.3. ロータリー青少年指導者養成 (RYLA) 委員会	22
3.8.4. 青少年交換委員会·····	22
4. 地区リーダーシップ・プランの改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

国際ロータリー第 2650 地区 2016-17 年度 地区リーダーシップ・プラン

1. 目的

国際ロータリー第2650地区は、ロータリー章典17.030.1~17.030.3の「地区リーダーシップ・プラン」に準拠して地区リーダーシップ・プラン (DLP) を定め、このプログラムの効果的な活用を図る。

2. ガバナー補佐

(1)ガバナー補佐の責務

ガバナー補佐はガバナーエレクトにより任命され、指定されたクラブの運営に関して ガバナーを補佐する責務を担う。ガバナー補佐は、次のような責任がある。

- a) 次期クラブ会長と会い、毎年クラブリーダーシップ・プランの推進、実施、見直しを行い、クラブの目標について協議し、ロータリー章典の第2.010.1.「機能の喪失」について再吟味する。
- b) 各クラブがロータリークラブ・セントラルに目標を入力し、監視することを奨励する。
- c) 定期的に各クラブを訪問し、クラブの活動やリソース、機会について協議を行う。
- d) ガバナーの公式訪問のスケジュール作成や計画作成においてクラブリーダーをサポートし、ガバナーの公式訪問に関連した各クラブ協議会に出席する。
- e) 地区の目標設定を支援する。
- f) クラブの進捗について常にガバナーに知らせる。
- g) クラブが定期的に会員資格に関する情報をアップデートし、未払金を期限内に必ず 支払うことにする。
- h) 担当の地区委員会と協力してクラブレベルの研修を調整する。
- i) 地区リーダーシップとクラブリーダーシップ・プランとすべての適切なRIのオンラインツールとリソースの推進。
- j) 地区委員会の選考に関して次期ガバナーに助言する。
- k) 地区大会およびその他の地区そして国際会合に出席するとともに、これらへの出席 を推進する。
- 1) 地区活動に参加し、全ての研修セミナーに出席する。
- m) 次期ガバナー補佐や委員会メンバーの推薦をする。

(2)ガバナー補佐の資格基準

ガバナー補佐の人選における最低基準には以下が含まれる。

- a) 少なくとも3 年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。
- b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または創立日から6月30 日までの全期間 (最低6カ月間)を通してクラブの創立会長を務めた経験があること。
- c) ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること。
- d) クラブまたは地区レベルで卓越した業績を上げていること。

e) 将来の地区指導者として有望であること。

(3) ガバナー補佐の任期

ガバナー補佐の任期は、1年任期を3期まで務めることができる。ガバナー補佐は、 最後の1年任期を務めた2年後に、更にもう一度1年任期を3期まで務めることがで きる。

元地区ガバナーをガバナー補佐に任命しないことが推奨されている。地区は、ガバナー補佐が使う資金の支援について決定する責任がある。

(4)ガバナー補佐の人数

RI2650地区におけるガバナー補佐の人数は14名とし、それぞれの担当区域の中より選任されるものとする。

滋賀県3名京都北部1名京都市域3名京都南部2名奈良県2名福井県3名

(5) ガバナー補佐の担当区域および担当クラブ

各ガバナー補佐の担当区域および担当クラブを次の通りとする。ただし、Eクラブはガバナー直轄とする。

滋賀県

- 第1グループ【6 RC】大津・草津・大津西・大津東・高島・大津中央
- 第2グループ【7 RC】近江八幡・水口・守山・野洲・栗東・びわ湖八幡・湖南
- 第3グループ【8 RC】長浜・彦根・東近江・長浜東・彦根南・五箇荘能登川・長浜北・ 八日市南

京都府

京都北部 【7 RC】福知山・舞鶴・綾部・宮津・京丹後・舞鶴東・福知山西南 京都市域

- 第1グループ【7 RC】京都・京都北・京都紫野・京都洛中・京都中・京都紫竹・京都 モーニング
- 第2グループ【8 RC】京都西・京都西南・京都西北・京都洛西・京都桂川・京都嵯峨野・京都平安・京都さくら
- 第3グループ【9 RC】京都南・京都東・京都東山・京都伏見・京都洛北・京都洛南・京都洛東・京都北東・京都朱雀

京都南部

第1グループ【<u>6</u> RC】宇治・京都城陽・京都八幡・京都山城・宇治鳳凰、京都田辺

第2グループ【5 RC】京都乙訓・亀岡・京都西山・園部・亀岡中央

奈良県

第1グループ【7RC】奈良・大和郡山・奈良西・生駒・奈良大宮・平城京・奈良東 第2グループ【7RC】橿原・五條・大和高田・桜井・やまと西和・あすか・やまとま ほろば

福井県

第1グループ【7RC】福井・勝山・大野・福井南・福井東・福井フェニックス 福井あじさい

第2グループ【7RC】鯖江・福井北・三国・丸岡・福井西・鯖江北・福井水仙 第3グループ【5RC】武生・敦賀・若狭・武生府中・敦賀西

ガバナー直轄【1RC】日本ロータリーEクラブ2650

(6) ガバナー補佐の指名手続および任命

- a) 地区は毎年、ガバナー任期が始まる前年に、指名委員会手続きによってガバナー補 佐を指名し、ガバナーエレクトが任命するものとする。
- b) ガバナー補佐指名委員会は7名で構成し、各府県から必ず1名のパストガバナーが委員として選ばれるものとする。 ガバナー補佐指名委員会の構成は、ガバナー、ガバナーエレクトおよび各府県選出の委員5名で構成し、それぞれの府県選出の委員はそれぞれの府県で就任時期の最も新しいパストガバナーとする。
- c) ガバナー補佐指名委員会は、ガバナーエレクトの就任後のできるだけ早い時期に開催する。
- d) クラブは、その担当地域のガバナー補佐が退任する場合は、ガバナー補佐指名委員会に対してガバナー補佐候補者を推薦することができる。ガバナーエレクト事務所は、該当クラブに対してガバナー補佐推薦依頼を、その任期が始まる前年の5月末日までに発信する。
- e) クラブはそれぞれの理事会の承認を得て、定足数を満たした例会において、3分の 2以上の賛成を得て、そのクラブ会員を候補者に推薦できる。 その場合、クラブ会長・幹事の署名した推薦書面および候補者を、ガバナー事務所 まで提出しなければならない。 なお、推薦状締切りは、その任期が始まる前年の8月31日とし、ガバナー事務所 に必着とする。
- f) クラブからの推薦の有無に拘わらず、地区ガバナー補佐指名委員会においても、それぞれのガバナー補佐候補を推薦できるものとする。

3. 地区委員会

3.1. 地区委員会の構成

区分	委員会名
	諮問委員会
特別	戦略計画委員会
	地区ガバナー指名委員会
	地区ガバナー補佐指名委員会
	規定審議会代表議員指名委員会
	RI 理事指名委員会
	意義ある業績委員会
	危機管理委員会
	地区災害対策基金特別委員会
	新世代育成基金特別委員会
	ロータリー希望の風奨学金特別委員会
	地区研修委員会
	RLI 委員会
	規則・手続委員会
	財務委員会
地区協働任務	会員増強・拡大・学友委員会
	ロータリー情報委員会
	広報委員会
	米山奨学委員会
	地区ロータリー財団委員会
	財団資金推進委員会
	大口寄付・ポリオプラス委員会
	財団補助金委員会
	財団資金管理委員会
	地区ロータリー財団監査委員会

.A)

^{具会} 3.2. 諮問委員会

- (1)ガバナーの諮問に応じ、次期ガバナーの指導、拡大、地区大会、援助を必要とするクラブの指導等について答申あるいは助言を行う機関として、RI第2650地区に「諮問委員会」を置く。
- (2) 諮問委員会は地区内クラブの現ロータリークラブ会員であるパストガバナー全員によって構成される。
- (3)諮問委員はガバナーの委嘱を受け、地区委員会を指導・助言し、担当諮問委員を務めることもある。

3.3. 地区委員会の役割と責務

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが策定した地区目標を実行する責任を 負う。ガバナーエレクト、ガバナー、直前地区ガバナーが協力し、指導層の継続性と引継 ぎ計画を確実に行うべきである。ガバナーエレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席 を補填するために委員、委員長を任命し、計画会議を開く責任がある。地区の管理運営機能を受け持つために、本書の3.1委員会構成に示す委員会が任命されるものとする。

地区委員会の役割は、それぞれ担当する分野においてクラブと地区を支援し、委員会のメッセージを地区内のロータリアンに伝えること。ガバナー、ガバナー補佐に加え、地区リーダーシップ・プランに含まれているほかの地区委員会と協力してクラブを支援する。 全委員会共通の責務としては以下が求められる。

- ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、ガバナー補佐と協力して、地区目標の達成に向けた戦略を立てる。
- 地区の各種研修セミナーと地区大会について周知を図り、自らも出席する。
- 国際ロータリー、地区、クラブ会員の間の情報の橋渡し役となる。
- クラブのリーダー*に支援と指針を提供し、密に協力する。
- 事務局、RI委員会、地域コーディネーターから受け取った資料や情報を、地区やクラブに渡す。

註釈*:クラブのリーダーとは会長、幹事、会計、各クラブ委員長、研修リーダー、クラブ事務局常任職員

3.4. 地区委員会の委員長、委員の任命

地区委員会は、ガバナー年度終了と共に解散し、地区委員会委員長・地区委員会副委員長 および地区委員会委員は退任する。ガバナーエレクトによって新たに組織されるものである。

以下、地区委員会委員長を「地区委員長」、地区委員会副委員長を「地区副委員長」および地区委員会委員を「地区委員」と称する。

(1)次期地区委員長の任命手順手続

- a) 選出の手順
 - ① ガバナーとして就任する年度のために、ガバナーエレクトが新たに構成し、諮問 委員会において了解を得た地区委員会組織に従い、ガバナーエレクトは以下の手順手続により、次期地区委員長候補を選出する。
 - ② ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会については、通常8月初旬、地区委員長が、次期も引続き就任するか否かを、書式によって事前調査する。
 - ③ 現地区委員長が引き続き就任するときは、任命の手続を必要としない。 退任して新地区委員長を人選するときには、ガバナーエレクトは現地区委員長と 協議して、次期地区委員長候補を指名する。
 - ④ 新設または内容を変更する委員会については、ガバナーエレクトが次期地区委員 長候補を指名する。

b) 任命手続

① 以上の手順によって次期地区委員長候補を決定し、ガバナーエレクトは本人の意向を確認した後、所属クラブ担当の現ガバナー補佐に対して、所属クラブの理事会の承認後、会長と幹事の署名した所定の書式をガバナーエレクト宛てに提出す

るよう要請する。

② 以上の手続は、1月から2月に行われる次期地区チーム研修セミナーの2ヵ月前までに完了しなければならない。(1ヵ月前には地区チーム研修セミナーの開催通知をする必要がある。)

c)任命

次期地区委員長候補は、資格研修を受講した後、次期地区委員長として、ガバナー エレクトの委嘱状をもつて任命する。

d) 禁止事項

以上の役職の人選・推薦にあたっては、RI役職者の選任に順じ、禁止されている活動を行わないこと。任命に至るまでの期間、妄りに候補者の氏名等を公表しないこと。

(2)次期地区委員会委員任命手順手続

- a) 選出の手順
 - ① ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない 委員会については、通常8月初旬、地区委員が次期も引続き就任するか否かを、 定められた書式によって事前調査する。
 - ② 現地区委員が引続き就任するときには、任命手続を必要としない。 退任して新地区委員を人選する場合、ガバナーエレクトは次期地区委員長と協議 して、次期地区委員候補を指名する。
 - ③ 新設または内容を変更する委員会については、ガバナーエレクトが次期ガバナー補佐、次期地区委員長および次期幹事長が協議して次期地区委員候補を指名する。

b) 任命手続

- ① 以上の手順によって次期地区委員候補の指名を決定して、本人の意向を確認した後、所属クラブが理事会の承認後、会長と幹事の署名した所定の書式をガバナーエレクト宛てに提出するものとする。
- ② 以上の手続は通常2月から3月に行われる地区チーム研修セミナーまでに完了しなければならない。
- c)任命

ガバナーエレクトの委嘱状をもつて任命する。

d) 任務

次期地区委員は、当該年度の地区研修・協議会において、次期地区委員長と共に任務 を果たされなければならない。

- e) その他
 - ① 同じ人が何年も続けて地区委員であることは望ましくなく、地区委員長は最長3年とする。
 - ② 地区委員はガバナーエレクト指名、地区委員長推薦、クラブ割当枠(クラブ推薦) を決め、全クラブが地区委員を輩出することを原則とする。
 - ③ 地区委員会委員数は最小限とし、旅費等の経費を削減するために、Eメールやウェブ電話など無料のITC等を十分に活用し経費を節約する。

- ④ 地区委員会には必ず会計担当者を置き、会計書類はすべて幹事長および会計長が 点検する。
- (3) 地区委員会委員長・委員推薦に際しての留意事項
 - a) 地区委員会委員長・委員の再選について 退任後、1期を経ての再選を妨げない。
 - b) 地区委員長・委員の主な選任基準と資格
 - ① 地区委員長は、クラブ会長を全期務めていること。また、地区委員もクラブ会長・ 幹事・副会長・委員長などを全期務めていることを推奨される。
 - ② 地区委員長および委員の責務を、受諾する意志と能力があること。
 - ③ 将来にわたって、地区リーダー*として有望であること。
 - ④ 地区委員長は任命されるまでに、次の研修を受講しなければならない。
 - ・地区チーム研修セミナー「研修資格」
 - ⑤ ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会について、その地区委員長が引続き就任する場合にも、資格研修を受講しなければならない。
 - ⑥ 資格研修に欠席した場合には、補修研修を受講しなければならない。

註釈*:パストガバナー・ガバナー:ガバナーエレクト・ガバナーノミニー・各地区委員・ガバナー補佐・地区事務局常任職員(該当の場合)

- c) 資格条件の留意事項
 - ① クラブにおいて、入会後3年以上の会員が就任することを推奨される。
 - ② 現地区委員が、他の次期地区委員会に移籍する場合も上記の手続を要し、ガバナーエレクトの指名によって任命される。
- d) 地区委員長の交代
 - ① 地区委員長が、任期中にその任務を遂行できなくなったとき、通常は地区副委員長が代行する。
 - ② その期間が長期に亘るときには、地区副委員長あるいは地区委員の中から、ガバナーが新地区委員長を指名し、「資格研修の補修」を受講後に任命する。
 - ③ ガバナーは地区委員長の解任は任期中であっても次のような事態が生じた場合は解任できる。地区副委員長、および地区委員も同様とする。
 - ・委員会の職務上、重大な支障または過失があった場合
 - ・ロータリー会員身分が終結した場合

(4)次期地区委員会副委員長及び会計担当者任命手順手続と留意事項

- a) 次期地区委員長として任命され、地区委員の定員が任命された時点で、その地区委員長は、地区委員の中から地区副委員長と当該地区委員会の会計担当者を所定の書式によって推薦し、ガバナーエレクトが委嘱状をもつて任命する。
- b) ガバナーエレクトがガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会については、この手続を必要としない。
- c) 地区副委員長は地区委員長の代行任務があり、また将来その地区委員長となるべき 人材を推薦すべきである。

d)会計担当者は当該地区委員会の全ての資金を適正に管理し、請求書、領収書、現金 出納簿、預金通帳などを保管し、全ての地区委員会資金の出納を帳簿に記載する。 そして、年度終わりに当たり、地区会計長に決算報告を全ての帳票類とともに提出 し、その監査を受ける。

3.5. 特別地区委員会

3.5.1. 戦略計画委員会

- (1) RI 第 2650 地区の指導者の連続性を確実にし、5 年に亘る継続的な目標、計画、事業展開を検討するために「戦略計画委員会」を設置する。
- (2) 当委員会は直前ガバナー、現ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーの4名を常任委員とし、必要に応じて、検討する分野に造詣の深いパストガバナーやガバナー補佐、あるいは地区委員長等を臨時委員とすることができる。
- (3)委員会の事務は、ガバナー事務所が行う。

3.5.2. 指名委員会

指名委員会は、役職に応じて最も適格とみなされるロータリアンを指名する。RI理事会によって特別に免除されない限り、地区は、すべての選挙を指名委員会手続き、郵便投票、地区大会での投票のいずれかの方法で行うことが義務づけられている。

青務

- ●ロータリーの原則に矛盾しない、厳正で責任ある方法で選出プロセスを実施する。
- 最も適格な人物を探して指名する。
- 候補者がクラブまたはガバナーのどちらから推薦されたかにかかわらず、全てのガバナーノミニー候補者と面接する。ガバナーノミニー候補者との各面接は、ロータリー章典19.030.の「ガバナーノミニーの選出」に定められた最低条件を満たすべきである。
- 指名委員会のいかなる委員、補欠委員、委員となる候補者も、その指名委員会が選出するいかなる役職にも指名される資格がないことを確認する。

3.5.2.1. ガバナー指名委員会

地区内パストガバナー6名及びガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。指名委員会は、ガバナーノミニーとして求めうる最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。

3.5.2.2. ガバナー補佐指名委員会

ガバナー補佐指名委員会は7名で構成し、各府県から必ず1名のパストガバナーが委員として選ばれるものとする。

ガバナー補佐指名委員会の構成は、ガバナー、ガバナーエレクトおよび各府県選出の委員 5名で構成し、それぞれの府県選出の委員はそれぞれの府県で就任時期の最も新しいパストガバナーとする。

3.5.2.3. 規定審議会代表議員指名委員会

地区内パストガバナー6名およびガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げるものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するものとする。

3.5.2.4. RI理事指名委員会

地区内パストガバナー6名およびガバナーをもって指名委員会を構成するものとする。 パストガバナーは就任年度の若い順に6名とし、辞退あるいは欠員のある場合は繰り上げ るものとする。委員長はガバナーが就任する。ただし、各府県から必ず委員を選出するも のとする。

3.5.3. 意義ある業績賞委員会

地区内におけるロータリーの五大奉仕分野において、顕著な活動を表彰する。原則として 対象はクラブとするが、ロータリアン個人を表彰することを妨げるものではない。

責務

● 意義ある業績賞に関する規定を地区関連委員会と協議し整備する。規定に基づき運営・管理する。

3.5.4. 危機管理委員会

地区内の運営、活動(青少年奉仕活動、その他の活動含む)における危機管理を行う。 また、地区内のロータリアンの個人情報の保護などを充分考慮し管理体制を執る。 危機管理とは、不測の事態や影響を最小限に抑えるよう、事前に十分な計画、組織、進行、管理を行っておくことを意味している。地区活動の調整を行う際は、次の3つの基本事項を検討しておくこと。

- ◆ どのような事態が起こりうるか
- ◆ 不測の事態が発生した場合、どのように対処するか
- ◆ 損傷が生じた場合、その賠償金をどのように支払うか

♦

危機的状況が想定される場合は、以下を検討する。

- ◆ その活動または行事を行わない
- ♦ 活動や行事の内容を修正する
- ◆ 危機的状況への対処法を立てる
- ◆ 他団体が参加する場合は、その団体にもリスクを負ってもらうようにする

責務

- ◆本委員会委員はロータリー活動における危機管理について精通しておく。
- 地区内クラブに対し危機管理についての情報を提供する。

3.5.5. 新世代育成基金特別委員会

次世代への最大課題である新世代の育成を目的とし、基金を設けて顕著な新世代育成活動を行った地区内のクラブに活動補助金を贈呈することを目的とする。

青務

- 新世代育成基金と補助金に関する規定を整備し、規定に基づき運営・管理する。
- ●補助金対象の活動、その基金の財源確保については青少年奉仕委員会など地区関連 委員会と協議し決定する。その後地区内クラブに提案する。

3.5.6. 地区災害対策基金特別委員会

地区内外の甚大な災害に対して、対象となる地区あるいはクラブに対する義捐金の支払い 及び金額を決定する。また地区としてそのほかの支援活動が必要な場合は、該当地区委員 会と協議し、地区内のクラブに提案する。

責務

- 地区災害基金管理規定を整備し、規定に基づき運営・管理する。
- ●地区内外の甚大な災害に対して、対象となる地区あるいはクラブに対する義捐金の 支払い及び金額を決定する。
- ●地区としてそのほかの支援活動が必要な場合は、該当地区委員会と協議し、地区内のロータリークラブに提案する。
- ●本災害対策基金への積立ては、地区各ロータリークラブからの義捐金、あるいは地区外からの義捐金、さらには各年度の決算における剰余金の処分を考慮し、ガバナ

一の承認を得て基金への積立を行う。

3.5.7. ロータリー希望の風奨学金特別委員会

東日本大震災により災害遺児となった青少年たちに、少しでも学業が継続できるような教育支援(奨学金)を行う。

責務

- ●ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会の運営・管理情報について熟知して おきタイムリーな支援を行う。
- ●希望の風奨学金については地区関連委員会と協議し決定する。その後地区内クラブを通じロータリアンに提案する。

3.6 地区協働任務関連委員会

3.6.1. 地区研修委員会

本委員会は、ガバナー、ガバナーエレクトがクラブと地区の指導者に研修を行い、地区の研修計画全般を監督するうえで、支援する責務がある。なお、ガバナーはガバナーエレクトの推薦に基づく地区研修リーダーが地区研修委員会の委員長を務め、研修委員会の委員は研修、教育、または討論進行の経験を有するものを優先すべきである。地区研修委員会は会合招集者の指示の下、以下の責務を担当する。

責務

(1) 次期ロータリー年度になけて

地区内における以下の研修のプログラムの立案、研修ニーズの調査、講演者の選出、 資料の準備、登録の管理、研修リーダーの準備・研修、プログラムの評価分析、その ほかの諸準備の最終責任者であるガバナーエレクトを援助する。

- a)会長エレクト研修セミナー (PETS)
- b) 地区研修·協議会
- c) 地区チーム研修セミナー
- d) ガバナー補佐研修セミナー

(2) 現ロータリー年度にむけて

地区内における以下の研修のプログラムの立案、研修ニーズの調査、講演者の選出、 資料の準備、登録の管理、研修リーダーの準備・研修、プログラムの評価分析、その ほかの諸準備の最終責任者であるガバナーを援助する。

- a) 地区指導者育成セミナー
- b) 指導者育成プログラム

- c) 地区大会
- d) ローターアクト指導者講習会
- e) クラブレベルの研修 (クラブ研修リーダーへの支援:研修会の計画や推進など)
- f) 適官、地区内におけるその他の研修会
- (3) 地区研修委員会は地区内における地区ロータリー財団セミナー、地区会員増強セミナーにおいてに協力する。また、研修に関連した問題を取り組んでもよい。

3.6.1.1. 地区研修リーダー

地区研修リーダーは、ガバナーエレクトがクラブと地区の次期リーダーに研修を行い、ガバナーが現会員に研修を提供するのを支援する。地区における研修では、ガバナーエレクトが会長エレクト研修セミナー(PETS)、地区研修・協議会、補助金管理セミナー、地区チーム研修セミナーを招集し、ガバナーが地区指導者育成セミナーやその他の研修・リーダーシップ育成プログラムを(必要に応じて)招集する。

責務

- 地区研修委員会の委員長を務め、必要に応じて研修やその他の行事における責務を ほかの委員に割り当てる。責務には以下のことが含まれる。
 - 一 地区で行われる研修を管理する。
 - 研修にかかわるほかの地区委員会と連絡を取り合う。
 - RI研修リーダー、コーディネーター (RC)、ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC)、ロータリー・ロータリー公共イメージ・コーディネーター (RPIC)、恒久基金/大口寄付アドバイザー (EMGA) など、RIとロータリー財団のリーダーと、研修について相談する。
- 地区ガバナーやガバナーエレクトと協力して以下を行う。
 - 一会合の招集者が立案した研修プログラムを実施する。
 - 一 セミナーの研修者を人選する。
 - 一 最も効果的な研修方法を決める。
- ガバナーエレクトと協力して補助金管理セミナーへの出席を呼びかける。
- 必要に応じて、クラブ研修リーダーを支援する。

資格要件

地区研修リーダーは、以下に推奨される最低要件を満たしていること。

- 少なくとも3年間、地区内のクラブの正会員であり、会員としての義務を果たしていること。
- 元地区ガバナー、元地区ガバナー補佐、元地区委員長のいずれかであること。

- 地区が定めた地区研修リーダーの責務を引き受ける意思と能力があること。
- 研修あるいは教育に関連する職業に就いていること。

3.6.2. RLI(Rotary Leadership Institute)委員会

RLI委員会 (RLI:ロータリー・リーダーシップ研究会) は将来のクラブおよび地区リーダーの育成の一つとして、ディスカッションリーダーの育成を行う。

3.6.3. 規則·手続委員会

RIの組織規定を含め指名ならびに選挙、その他の事柄に関してガバナーに助言し、援助するための地区の規則・手続委員会を設置するよう奨励されている。

この委員会は少なくとも3名の委員から成り、各々任期をずらして3年任期とし、再任が可能なものとする。委員は、RIの組織規定文書および選挙手続に精通しているべきである。RIの選挙方針および手続に関して、地区内で規則・手続委員会の援助によっても解決できない質問のあるガバナーは、クラブ・地区支援担当者または担当地域のRI理事に援助を求めるべきである。

3.6.4. 財務委員会

財務委員会は、地区人頭賦課金の額および地区の管理運営に必要な費用を検討し、地区資金を管理する。また、地区の財務状況に関する年次報告書を準備すること。地区会計長は、地区財務委員会の職権上の委員長を務める。

責務

- ガバナーと協力して地区予算を作成し、会長エレクト研修セミナー (PETS) あるい は地区研修・協議会の少なくとも4週間前までにこれをクラブに提出し、次期クラブ 会長からの承認を受ける。
- ●地区人頭賦課金の額を検討し、推奨額を決める。賦課金はすべて、PETSあるいは地 区研修・協議会で次期クラブ会長の少なくとも4分の3、または地区大会に出席し 投票する選挙人の多数決をもって、承認を得なければならない。
- ●収支の正確な記録が維持されていることを確認する。
- 地区研修・協議会で提示するために年次財務報告書を作成する。
- ●委員1名(できれば会計長)は、ガバナーとともに、地区資金の銀行口座の署名人となる(資金引き出しには両人の署名が必要となる)。
- ●地区ロータリー財団委員長と協力して補助金資金を配分し、報告書の作成に備えて 補助金活動の適切な記録や文書を保管する。

3.6.5. 会員増強・拡大・学友委員会

会員増強・拡大・学友委員会は、地区にふさわしい会員増強策を検討、奨励、実施し、また、地区内に新しいロータリークラブを結成する計画を立て、実行する。さらに、地区の学友との継続的な関係を維持・管理し、学友を将来のロータリアンとして迎え入れる態勢を整えるための計画を策定、実施する。また、学友関係で各クラブを支援する。

学友の定義

以下のプログラムへの元参加者が「ロータリー学友」と呼ばれている。

インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年交換、新世代交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)、ロータリー平和フェローシップ、ロータリーの奨学金(グローバル補助金、地区補助金)、職業研修チーム(VTT)のチームメンバーまたはリーダー、米山奨学生(米山学友会)また、以前のロータリープログラム参加者(国際親善奨学金、大学教員のためのロータリー補助金、研究グループ交換(GSE)のチームメンバーまたはリーダー、ロータリーボランティア)も含まれる。

責務

- ガバナーエレクトおよび地区研修リーダーと相談の上、地区会員増強セミナーを立 案、推進、実施する。
- クラブの勧誘活動を援助し、小規模クラブと弱体クラブに特に注意を払う。
- 地域社会の事業と専門職の人口をクラブに反映させるよう奨励する。
- RIから入手できる会員増強のための資料についてクラブに伝える。また、会員変更 についてクラブがRIにすぐに報告するよう確認する。
- 地区が会員増強目標を達成できるよう、ガバナーおよびクラブのリーダーと協力し、 定期的に連絡を取り合う。
- 地区全域の会員増強活動を調整する。
- RIまたは会長による会員増強表彰プログラムに参加するようクラブに奨励する。
- 会員増強の取り組みにおいて、地区拡大委員会および広報委員会の活動との連携を 図る。
- 革新的な会員増強計画を立て、実施するようクラブに奨励する。
- クラブの会員増強委員長を支援する。
- 刷新性、柔軟性、多様性についてクラブで卓話をする。
- 地区の会員増強活動の計画において、ロータリー・コーディネーターと協力する。
- 「会員増強推進用手引き」(417)をはじめ、Rotary.orgでダウンロード可能なリソースについてクラブ委員会に伝える。
- ●現在ロータリークラブは存在しないが、新クラブ結成の人口条件を備えている地域 社会を探し出す。
- ●既存クラブによる地域社会への奉仕に影響を与えることなく、追加の新クラブを設立できる可能性のある地域社会を探し出す。
- 新クラブの結成と設立を助ける。

- ●学友とその能力(話者しての能力、計画遂行能力、会員となる可能性、財団やロータリープログラムへの貢献等)を確認し、そして彼らの一人ひとりをクラブや地区の活動に結びつけて行くために、他の地区委員会、地区ロータリー財団委員会、青少年奉仕委員会と連携協力する。
- ●ロータリーとの関係を維持するために、学友と共に活動する方法を生み出す。
- ●学友に自分たちの情報をRI に報告するように促し、またプログラム参加者が適宜RI に報告されるように、他の地区委員長と協力する。
- ●プライバシー、青少年保護指針、現地法を遵守する。
- ●適宜、学友のイベントや組織を支援し、調整役を務める。

3.6.6. ロータリー情報委員会

最新のロータリー情報に精通し、新会員へのロータリー情報を提供し、新会員研修セミナーを計画し実施する。

責務

- ●ロータリー情報委員会の委員はロータリー情報に精通していること。
- 新会員を対象としてのセミナーでは、ロータリーの基本理念・目的等およびクラブ 管理運営について特に教育を行うこと。
- ●地区会員増強・拡大委員会やその他の関連地区委員会と連携し新会員教育を実施する。
- ●クラブ、ロータリアンへ最新のロータリー情報の発信に努める。

3.6.7. 広報委員会

ロータリーを一般の人々に広め、ロータリーへの理解と支援を促進する。また、一般に向けた効果的な広報や公共イメージの向上によって、ロータリーへの支援が集まり、寄付の動機や入会への魅力が高まることを、ロータリアンに広く認識してもらうよう努める。

責務

- ガバナーや他の主要な委員長との連絡を保ち、広報に利用できる地区プロジェクト や活動(特に一般の人びとの関心を引くようなもの)を常に把握しておく。
- 報道機関、地域社会のリーダー、協力の可能性のある団体、ロータリープログラムの受益者、一般の人々など、外部の人々にロータリーの情報を伝える。
- 地区内のプロジェクトや行事など、ニュースに値する話題をメディアに伝え、また ソーシャルメディアを通じて地区やクラブの活動や話題を紹介する。
- ●ロータリーの広報関連資料をクラブに渡し、従来型の媒体や電子媒体を使って積極的に広報を行うよう奨励する。

- クラブ広報の重要性(一般の閲覧者を対象としたウェブサイトの構築を含む)について個々のクラブに話す機会を得るよう努める。
- ●ロータリーの活動のさまざまな側面(ポリオプラス、6つの重点分野、補助金活動の成功、学友の活動、地区やロータリーに贈られた賞や表彰など)について周知を図る。
- 地区のウェブサイトの構築や全般的な管理運営を積極的に行う。

3.6.8. 米山奨学委員会

公益財団法人ロータリー記念奨学会(以下、米山奨学会)の理念と目的について充分クラブを通じてロータリアンに啓蒙し理解を深めるよう努める。また、奨学生との交流を図る事業を計画する。

責務

- 世話クラブ・カウンセラー制度をクラブに充分紹介し、「世話クラブ」と「カウンセラー」を募り決定する。ロータリアンとの国際交流を深めること。
- ガバナーに地区寄付額目標設定について助言し、決定された地区寄付目標額の達成 に努める。
- 米山奨学会の情報および奨学生のクラブでの卓話を計画する。
- 地区学友委員会に米山奨学生、米山学友を紹介し協力する。

3.6.9. 地区ロータリー財団委員会

財団に関する豊かな経験と熱意のあるロータリアンから成り、ガバナーと協力して、財団に関する研修や情報伝達、財団プログラムへの参加の奨励などを行う。ガバナーは職権上の委員となる。

本委員会の継続性を保つために、ロータリー財団委員長は3年任期で任命され、各年度の ガバナーおよびガバナーエレクトと協力する。また、ガバナーによる指揮の下、委員と協 力して財団活動の計画、調整、評価を行う。

地区ロータリー財団委員会の委員は、4つの小委員会の委員長を務める。

小委員会は、補助金に関連する事柄を担当し、各小委員会の委員長は、これまでの財団プログラムへの参加や財団への支援に基づき、また、全小委員会の委員長は地区ロータリー財団委員会の委員となる。任命された委員長の氏名は、ロータリーのウェブサイトから報告する。この報告が行われた場合には、各小委員会の関連情報は委員長に直接送られる。

3.6.9.1. 財団資金推進委員会

地区における財団への寄付の推進と、寄付者の表彰・認証を管理する。

責務

- クラブが寄付目標とその達成に向けた戦略を立てるのを援助する。
- クラブと地区のファンドレイジング(寄付推進)活動を計画する。
- 財団のファンドレイジングの取り組みについてクラブに伝え、クラブのモチベーションを高める。
- 地区内の寄付者への感謝行事を企画する。
- DDF(地区財団活動資金)の配分についてガバナーに助言する。

資金推進委員会は、地区のニーズに応じて柔軟に構成し、年次基金と恒久基金を担当する 小委員会や、特定の責務(募金行事や寄付者認証行事など)を担当する小委員会を追加す ることもできる。小委員会の人数は、地区の目標や優先事項を考慮して決定すること。

3.6.9.2. 大口寄付・ポリオプラス委員会

年次基金、恒久基金の寄付、使途指定寄付による大口寄付の奨励と、ポリオ撲滅活動の情報をロータリアンや地域社会の人びとに伝え、募金活動を企画する。

- ●年次基金、恒久基金の寄付、使途指定寄付による大口寄付者を地区内全ロータリアンに奨励する。
- ポリオプラスへの寄付をロータリアン、クラブ、地区に奨励する。また、DDF(地区 財団活動資金)をポリオプラスに寄贈するよう地区に勧める。
- 少なくとも年に1度、地区によるポリオ募金活動を企画する。
- ●地区のロータリー財団委員長、広報委員会、ガバナーと協力し、模範となるポリオ 撲滅活動を実施したクラブや地区を表彰する。
- 地区会合中のロータリー財団研修で、ガバナーや地区研修リーダーと協力してポリオ撲滅に関する発表または研修を行う。
- ポリオプラス委員会(国別ならびに地域別)、政府機関、その他の団体と連絡を取って、ポリオ撲滅活動の調整を図る。
- DDFの配分について地区に助言する。

本小委員会の構成は、地区内でポリオの発症があるかどうかによって異なる。日本の場合、ポリオ撲滅活動と募金活動の推進にそれぞれ重点を置いた小委員会を追加することもできる。また、ポリオ撲滅に関し本小委員会と同じような機能を果たすクラブの委員会を設置するよう、クラブ会長に奨励する。

3.6.9.3. 財団補助金委員会

ロータリー財団補助金[(DG:District Grants)とグローバル補助金(GG:Global Grants)]の実施と、ロータリー平和センタープログラムへの参加の管理と推進を担当する。また、クラブが補助金を利用して教育的、職業的、人道的活動を実施できるよう支援する。

責務

- ●ロータリー財団の補助金について熟知し、補助金に関する情報を地区内の会員に提供する。
- 「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」ついてクラブに伝え、指導 し、クラブがこれを順守するよう確認する。
- クラブと地区への補助金の配分に関して地区の方針を定め、その方針を実行する。
- 地区ロータリー財団委員長と協力して、補助金資金(DDF:地区財団活動資金、WF: 国際財団活動資金)の支払いを管理し、報告書作成のために適切な記録が保存されるようにする。
- ●財団資金管理委員会と協力して、資金管理を徹底させる(クラブと地区が提唱する 補助金の報告を含む)。

3.6.9.4. 財団資金管理委員会

補助金の管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに情報や研修を提供する。地区が補助金を監督するにあたり、この小委員会が重要な役割を担う(特に補助金の金額が大きい場合には、所期の目的に沿って資金が使用されるよう監督することが重要となる)。

責務

- 財務管理計画の作成をはじめ、「地区の覚書 (MOU) 」の実施を援助する。
- 補助金管理セミナーの実施を支援するなど、クラブの参加資格認定を援助する。
- 補助金小委員会と協力して、資金管理を徹底させ(クラブと地区が提唱する補助金 の報告を含む)、モニタリングと評価を行う。
- ●補助金に関与するすべての人について、利害の対立(またはその疑い)が生じないよう徹底させる。
- 補助金関連活動での資金の悪用や不正を解決する手順を定め、資金の悪用や不正が あればロータリー財団に報告し、地元で初期調査を実施する。
- 財務管理計画の年次財務評価を行い、その結果がクラブに通知されるようにする。 本小委員会の中に、例えば、補助金の報告、不正の調査、地元の法的義務、年次財 務評価を担当する各小委員会をさらに追加することもできる。

3.6.9.5. 地区ロータリー財団監査委員会

ロータリー財団委員会の業務全般に関し監査をする。監査委員は諮問委員より選出される。

ただし、現在、ロータリー財団委員会の所属委員ではないこと。

3.7 奉仕部門委員会

3.7.1. 職業奉仕委員会

「ロータリーの目的」は、ロータリーの存在目的とロータリアンの責務について記した哲学的な声明である。職業奉仕は、「目的」の第2項を土台としており、この項で、ロータリアンは次のことを奨励し、育むことが求められている。

- ・ 職業上の高い倫理基準
- ・ 役立つ仕事はすべて価値あるものという認識
- ・社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとすること

職業奉仕に意欲と熱意を感じる人にとって、ロータリーほどその実践にふさわしい場はありません。職業奉仕はロータリーの真髄であり、ロータリーをほかの団体と分かつ要素でもある。

責務

●職業奉仕の実践について、講演やクラブでの卓話を通して本委員会はクラブやロータリアンへ啓蒙する。

3.7.2. 社会奉仕委員会

すべてのガバナーは、地区社会奉仕委員会を任命するよう奨励されている。

責務

- クラブが取り組むべき地区内の新しい傾向、事柄、または新しい問題を特定するの を援助する。
- ●成果を上げた社会奉仕プロジェクトについて話し、クラブ・プロジェクトの強化に 役立つロータリーのプログラムや強調事項に関する情報を提供するために地区内ク ラブを訪問する。
- クラブ社会奉仕委員長が責務を遂行するのを奨励、援助する。
- 適切であれば、クラブがロータリー地域社会共同隊 (RCC) を結成するのを奨励し、 プロジェクト開発案を交換するために地区レベルの RCC 会議を奨励する。
- 他の地区委員会との委員会間交流を密にする。
- アイディアを交換し、プロジェクトを推進するために、地区大会や地区研修・協議会その他の会合と付随して、地区レベルでのクラブ社会奉仕委員長の会合を組織す

る。

- ●情報を分かち合い、クラブの目標設定を援助することを通じて、クラブ社会奉仕プロジェクトとロータリー以外の地元の奉仕団体との間で協力できる分野を探す。
- ガバナー月信または地区のウェブサイト等で広報するために、クラブ社会奉仕委員 長に、成功を収めた社会奉仕プロジェクトについて定期的に報告するよう要請する。 さらに、出版物に掲載される可能性もあるので、RIにも報告するよう要請する。
- 地区やゾーンの会合で、優れた社会奉仕プロジェクトを展示する。
- 地区規模の社会奉仕活動を組織する。

3.7.3. 青少年奉仕委員会

本委員会は、青少年奉仕関連の地区プログラムを担当するインターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)、青少年交換の各委員会の正副委員長で構成され、地区内の新世代活動を立案、実施、支援し、若者の参加を促すため他の委員会と調整を図る。また、不測の事態を想定し、強固な危機管理体制を構築するために、組織の横断的指導力を発揮する。本委員会に最もふさわしい構成、また他の地区委員会との関係は、ガバナーが検討して決める。 地区プログラムに関連する委員会で、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)、青少年交換に参加するクラブに具体的な支援と指導を行う。

地区RYLAプログラム(青少年、大学生、若い社会人がリーダーシップスキルを伸ばすための研修プログラム)を担当する。

責務

- 地区の新世代プログラム(インターアクト、ローターアクト、RYLA、青少年交換) と奉仕委員会(社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕)は相互に協力する。
- 各新世代プログラム (インターアクト、ローターアクト、RYLA、青少年交換) において奉仕を強調する。
- 若者にさまざまな機会を与えるため、他団体との協力を奨励、促進する。
- 若者が一つのプログラム/活動から次のプログラムへ移行できるよう助け、また、 若者がリーダーシップの力を身につけるにつれて新しい責務を任せるよう奨励する。
- 新世代プログラムの元参加者が、継続的にロータリーとの関係を保てるよう支援する。
- すべての参加者にとって安全な活動環境を生み出すことが必要である。「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き」を理解しておくこと。

3.7.4. 国際奉仕委員会

地区とクラブは、情報伝達の重要性と縦の情報連携を促進し、そして、あらゆる種類の国際奉仕の説明責任の明確化を目的として国際奉仕委員会を設置する。特に親睦を強調した訪問、国際ボランティアの機会、そしてロータリークラブと地区の間のパートナーシップ

を育成する。また、ロータリー親睦活動グループ (同じ趣味や職業的関心を持つ世界中のロータリー会員、配偶者、ローターアクト会員から成るグループ)、ロータリー友情交換 (会員とその家族が海外を訪問して友好を築くための交換プログラム)等の調査を行い、交換を通じて将来のプロジェクトパートナーの開拓機会を含め、地区内クラブへ紹介を行う。

責務

- クラブの海外プロジェクトを支援する。また、地区内クラブを海外の協力クラブと 引き合わせたり、補助金申請プロセスを援助する。
- ロータリー地域社会共同隊 (RCC:Rotary Community Corps) の情報を紹介、および新しい共同隊を提唱するようクラブに奨励する。
- さまざまな分野の専門知識をもつロータリーアン行動グループの情報を紹介し、支援を得ることをクラブに奨励する。
- ●クラブによる国際奉仕活動の紹介や広報を行う。
- 「公式名簿」および「世界ネットワーク活動グループ名簿」に掲載されている各親 睦活動グループの役員と連絡を取り、今後の行事予定について情報を集め、この情 報をガバナー月信または地区のウェブサイトで紹介する。
- 地区内クラブに国内外の姉妹地区、姉妹クラブの紹介や提携推進に務める。
- 地区内のロータリー親睦活動に関するプレゼンテーション (説明発表) を地区大会 で行うよう手配し、地区大会で展示するブースを確保する。
- ●ロータリー親睦活動の案内資料を地区内のロータリアンに電子媒体で配信し、グループへの入会希望者がいれば該当するグループに連絡するよう奨励する。
- 国際大会において、種々のロータリー親睦活動への参加を奨励する。
- ■国際大会を推進するため、クラブと地区の会合に出席する。
- ■国際大会の資料や情報に関する地元の支援源としての役割を果たす。
- RIウェブサイトへのリンクを設けた地区のウェブサイトを立ち上げるか、または既存のウェブサイトを拡張する。
- 必要な場合には、国際大会関連の重要な資料を日本語に翻訳する。
- 登録する可能性のある人々を特定し、Eメールや書簡、その他の通信手段を用いて登録を推進する。

3.8. 地区プログラム部門委員会

インターアクト委員会、ローターアクト委員会、ロータリー青少年指導者養成(RYLA)、 青少年交換委員会の共通した責務は、以下の通りです。

3.8.1. インターアクト委員会

12~18歳の青少年が参加するインターアクトクラブ(地元ロータリークラブが提唱)の指導と充実させるために提唱クラブを通して助言を行う。未提唱クラブに対しては、ローターアクトクラブの設立などのサポートを積極的に行う。

3.8.2. ローターアクト委員会

18~30歳の大学生や若い社会人が参加するローターアクトクラブ (地元ロータリークラブ が提唱) の指導と充実させるために提唱クラブを通して助言を行う。未提唱クラブに対し ては、ローターアクトクラブの設立などのサポートを積極的に行う。

3.8.3. ロータリー青少年指導者養成 (RYLA) 委員会

RYLAは、若いリーダーを育て、ネットワークを築き、アイデアを広げ、行動を起こすよう 若者の意欲を高めるためのプログラムである。RYLA委員会は、以下の方法でプログラムを 推進する。

- 地区内のRYLA行事の企画・実施を援助する。
- 若い人びと(インターアクター、ローターアクター、青少年交換学生、RYLA参加者、 そのほかのロータリーの世界的コミュニティの若者たち)をつなぎ合わせる。
- RYLA元参加者とロータリーとのかかわりを保ち続ける。

3.8.4. 青少年交換委員会

国際理解を発展させる機会として青少年交換を推進するため、ガバナーは、青少年交換委員会を設置する。地区青少年交換委員長の任期の限度を3年と定めるようガバナーに奨励されている一方で、青少年交換プログラム[15~19歳の青少年が海外に滞在(長期または短期)して国際理解と平和を促進するプログラム]には特別の専門知識や経験が必要とされるため、後継者に十分な研修を施すのに委員長の任期を延長する必要性もあることが認められている。ガバナーは、プログラムの継続性を確保するために、青少年交換委員会の人員交替を一度に50パーセントを超えて行わないよう奨励されている。

地区青少年交換役員または委員会は、それぞれのガバナーの監督下に置かれる。ガバナーは、権限を保ち、個人的な金銭的利益を受けることないよう細心の注意を払いながら、地区内の青少年交換活動の発展のためにあらゆる努力を払うよう求められている。

地区青少年保護役員が任命されていない場合、委員1名が、青少年保護に関する方針と青 少年交換プログラムの手続きの管理を担当する。この委員には、青少年保護、社会福祉、 法律、またはその他の同様の分野に精通している人を選ぶようにする。

委員の責務

- 1. ロータリークラブと協力して、以下を行う。
 - クラブ青少年交換委員会を研修する。
 - 受入学生と派遣学生への期待事項を定める。
 - クラブの青少年交換活動の充実化を援助するために、ロータリーのリソースに関する 情報を提供する。
 - プログラムのあらゆる面において学友を関与させ、青少年交換の学友グループ「ROTEX」 の活動を企画するようクラブに奨励する。
- 2. 青少年交換プログラムにおける以下のような青少年保護活動の調整を図る。
 - ホストファミリー、学生、成人のボランティアを研修する。
 - 委員、ホストファミリー、ロータリアン・カウンセラーとその他の人々(ただしこれらに限らない)を含む成人のボランティア全員を審査する。これには、青少年と活動するボランティアとしての適性を判断するための面接や、ボランティアが青少年ボランティア誓約書へ記入したことの確認、警察の犯罪歴記録の確認や照会を含む経歴照会を行うことも含む。
 - 性的虐待あるいはハラスメント (嫌がらせ)を自ら認めた、または有罪を宣告された、 あるいはそれに関与したと認められたボランティアを、ロータリーが関係する青少年 活動に参加させないようにする。
 - 青少年交換学生のために地区認定条件のすべてを満たす支援体制をつくる。
 - 虐待またはハラスメント申し立てがあった場合に学生を支援するための手続きを、あらかじめ定めておく。これには、申し立てのあった加害者とロータリープログラムに参加する青少年との接触を断つこと、学生を移動させる際の基準を確立すること、臨時宿泊施設を見つけること、支援を提供することなどが含まれる。
- 3. 派遣に関して以下を行う。
 - 海外の地区と関係を築き、学生の受け入れ先を決めるために連絡を取る。
 - クラブが学生を選考するのを助ける。
 - 学生と保護者のためのオリエンテーションを提供する。
 - 学生のために、旅行やビザの手配をすべて整える(地区に代わって多地区合同グループが行う場合以外)。
 - 学生、保護者、旅行代理店の間で連絡役を務め、交換の旅程を立てる。
 - 海外に滞在中の学生から送られた報告書に目を通し、何か異常が報告された場合に は措置を取る。
- 4. 受け入れに関して以下を行う。
 - 地区の受入ロータリークラブと学生の派遣地区との間の連絡役を務める。
 - 学生のために、旅行やビザの手配をすべて整える(地区に代わって多地区合同グル

ープが行う場合以外)。

- 学生の到着後にオリエンテーションを実施する。
- ホストファミリーの選定とオリエンテーションの実施においてクラブを援助する。
- 到着する学生を地元の空港で出迎える。また出発便を手配する。
- 5. 危機管理方針を定め、危機管理対策を実行する。
 - 早期帰国、虐待またはハラスメントの申し立てなどを含む事態に対する報告手続き と対応策を定め、地区の申し立て報告の指針についてすべての成人のボランティア に説明する。
 - プログラムの必須要件を満たさない学生、成人のボランティア、その他の参加者を プログラムから排除するための指針を設立する。性的虐待あるいは嫌がらせの申し 立てを受けたロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決 するまでは、ロータリープログラムに参加する青少年との一切の接触を断たなけれ ばならない。
 - 自然災害、社会情勢または政情不安などの緊急事態に対する危機管理手続きを確立 する。
 - 緊急事態に備えて、代わりのホストファミリーを見つけておく。
 - 受入学生のために必要な保険と、地区プログラムのために必要な一般損害保険の水準を定める。受入地区とともに補償範囲と保険会社を取り決める。保険の加入手続きにおいて派遣学生を助ける。

•

- 6. RIの方針に沿った地区プログラムの指針と学生のための規則を定める。
- 7. 地区やクラブのウェブサイト、広告やニュースの記事を通じて、青少年交換プログラムを地区全域に推進する。
- 8. 学生、ホストファミリー、カウンセラー、クラブおよび地区役員を含むプログラム参加 者全員の間での効果的なコミュニケーションを維持する。
- 9. 以下についてRIへ報告を行う人を1名(通常は地区委員長)任命する。
 - 事故、死亡、早期帰国、犯罪等、学生にかかわるすべての深刻な事態と虐待やハラスメントの申し立て。報告は72時間以内に行う。
 - 成功談、交換に関する興味深いアイデア、学友と関連した有意義な体験、ロータリーの出版物とRIのウェブサイトに掲載できそうなその他の活動。
 - プログラムの年次評価書。
 - 各学生の情報。ロータリー青少年交換プログラム申請書に含まれる保証書式を使って学生が到着する少なくとも1カ月前に報告する。学生がホストファミリーを変更した際には、新しいホストファミリーの情報をRI に報告しなければならない。青少年交換プログラムに参加するためには、地区はRIより認定されなければなりませ

ん。この認定プログラムは、以下のような青少年保護に関する必須条件やプログラムの運営におけるベストプラクティスを確立することによって、学生の安全を確保するものです。

- 青少年と接する際の行動規範に関する声明」の採用、ならびに地区の虐待とハラスメント防止に関する方針、あるいは青少年保護に関する方針の作成。
- 青少年交換プログラムの法人化あるいは同等の合法的な組織/団体化。
- 地区の所在地において適切な補償額と限度額を備えた一般損害保険への加入。
- 地区プログラム外で企画されたクラブ間の交換の禁止。

青少年交換プログラムに参加するためには、地区はRIより認定されなければなりません。 この認定プログラムは、以下のような青少年保護に関する必須条件やプログラムの運営に おけるベストプラクティスを確立することによって、学生の安全を確保するものである。

- ▶ 青少年と接する際の行動規範に関する声明」の採用、ならびに地区の虐待とハラスメント防止に関する方針、あるいは青少年保護に関する方針の作成。
- ▶ 青少年交換プログラムの法人化あるいは同等の合法的な組織/団体化。
- ▶ 地区の所在地において適切な補償額と限度額を備えた一般損害保険への加入。
- ▶ 地区プログラム外で企画されたクラブ間の交換の禁止。

(特記事項) ロータリークラブ、ロータリアン・カウンセラー・国際ロータリーの役割、 学生の派遣、受け入れ、ホストファミリー等は最新の「青少年交換要覧」746 -JA(2008 年版より)

4. 地区リーダーシップ・プランの改正

本「地区リーダーシップ・プラン」は地区大会、地区決議会あるいは全クラブの会長が出席できる会合において、クラブの人数に応じた議決権数*によって決議し、全投票数の過半数をもって改正することができる。ただし、改正には、1か月前に各クラブに書面または電子メールによって通知を行うことが義務付けられている。この地区リーダーシップ・プランは、標準ロータリークラブ定款、国際ロータリー定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

註釈*:議決権数

各ロータリークラブは少なくとも1票を持つ資格がありますが、票の数は、1月1日または7月1日、どちらか少ない方の時点でのRIデータベースに基づいた会員リストを用いて決定する。この期日以降に入会した会員は、クラブが投票権をもつ選挙においてクラブ票数を決定するための会員数としてはカウントされない。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票を有する権利があり、また、端数が13名以上で切り上げられる(例えば、会員数37名までは1票、38~62名は2票、63~87名は3票となる)。 2票以上を有するクラブの票はすべて、同じのもでなければなりません。一つのクラブの票が違う場合、その票はすべて無効

とみなされる。

*2001年10月1日初版の「RI 第2650地区リーダーシップ・プラン要項」を2016-17年度 に全面改訂中の内容をさらに一部改訂。